



【第 27 回】 2012 年 5 月 11 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授]

消費増税議論(その 11)

「クロヨン」の存在を理由に

給付付き税額控除に反対するのは敗北主義

所得の捕捉率を表す 「クロヨン」問題とは

近代国家においては、さまざまな社会保障制度が、正確な所得の把握を前提に構築されている。そこで、社会保障制度を構築するには、そのもととなる所得情報が正確でなければならない。生活保護受給者が実は働いていて相応の所得があった、というのでは制度は維持できない。

ところが、給与所得者、自営業者、農業所得者の間には、クロヨン(9:6:4)という捕捉率の格差があり、所得が正確に把握されていないと言われている。

給与所得者の所得は企業が給与から源泉徴収する必要があるため、ほぼ完璧に把握されているが、自営業者の場合、必要経費を自ら算出して自己申告するので、本来は経費に入らないような私的消費が紛れ込む場合があることなどが、その理由とされてきた。

税法では、このような私的消費を、家事費・家事関連費と定義して、収入から控除できる経費と区別してきた。とりわけ家事関連費については、事業用経費と私的消費の区分が明確にされている場合(例えば自動車の使用日報を付けているような場合)に限って、経費に算入できることになっている。

しかし、個人に対する税務調査の機会は限られているので、現実的には家族でレストランに行った支払いなどの家事費(個人的消費)が経費に混入し、その分所得が低くなっている場合もある。

このようなクロヨンに対して、税務当局は課税の適正化に向けてさまざまな努力をしているが、その努力には限界がある。この問題は、基本的に税務執行の問題で、各国の税務当局にとって、共通の悩みというべき問題である。

正確な所得の把握は 社会保障制度の根幹

消費税議論の中で、消費税率引き上げに伴う逆進性(所得が低いほど負担が重くなる)対策が差し迫った問題となっている。そこで政府・民主党は、給付付き税額控除を導入して対応しようとしている(第17回参照)。

これに対して、「所得捕捉は十分ではないから、給付付き税額控除はうまく機能しない、逆進性対策は軽減税率で行うべきだ」という議論が、民主党の一部や自民党に出始めている。

しかし世界を見渡すと、自営業者の所得把握が世界共通の課題であるにもかかわらず、多くの先進国は給付付き税額控除を導入し、大きな政策効果をあげている。

そもそも、クロヨンがあるから、逆進性対策として本来有効な制度ではあるが導入すべきではない、という考え方は敗北主義の感がある。税金は、法律に従って応分の負担を求めており、それを遂行するのは政府(国税当局)の義務でもあるので、その負担が正確に求められていないことを理由にすることは、本末転倒ともいえよう。

納税者番号を導入しても、直接クロヨンを防止する効果は限定的かもしれないが、個人事業者の正確な納税にむけての大きなプレッシャーになることは間違いない。国税当局の一層の徴税努力を期待したい。

かつてと比べると 縮小してきたクロヨン

そもそもクロヨンという問題が、今日どこまでインパクトのある問題なのか。

1981年に石弘光一橋大学教授(当時)は、国民経済計算を用いて所得捕捉率の推計を行ない、クロヨンに近い捕捉率の格差が存在することを示した。しかしその後、内閣府の大田弘子氏などが、新たなデータで所得捕捉率を推計した結果、97年時点では10:9:8に近い比率に縮小してきている。

一方、これと比較される給与所得者の方はどうか。社宅や交際費、役員用自動車などフリンジベネフィットへの課税が、十分なされているとは言い難い。さらには、給与所得者の経費である給与所得控除額は、クロヨンを念頭に置いて、極めて甘く算定されている。これは、政府税制調査会も認めている事実だ。

つまり現状では、給与所得者と事業者の間に、それほど大きな税負担の差異はないと言えよう。そもそも個人事業者の申告数は140万人強で、給与所得者の4000万人と比べて3%強程度である。

クロヨンを理由にした 思考停止は望ましくない

こう考えてくると、クロヨンを理由として、給付付き税額控除など有益な社会保障制度の導入に反対するという考え方は、短絡的と言えよう。制度導入に、大きな政策意義や効果がある場合には、クロヨン問題は税務執行の問題と割り切って、別途に考えることが必要ではないか。

もっとも、年金制度の一元化のような、国民全員を巻き込む制度改正については、クロヨン問題(所得の捕捉)についての十分な議論が必要だろう。なぜなら、自らの所得を低くして少ない保険料を払ったり、免除される一方で、将来は公費による最低保障年金などを受け取るというような不正行為が横行する可能性があるからである。

しかし、軽減税率か給付付き税額控除か、というような議論に関しては、逆進性対策の範囲はそれほど広範なものではなく、給付額もそれほど巨額のものにはならない。

逆進性対策としての軽減税率は、納税者や事業者にコストばかりかかり政策効果は極めて薄い。しかも、高所得者も軽減税率の恩恵を等しく受ける。ここは給付付き税額控除で対応すべきではないか。